

第4章

施策の推進

基本目標Ⅰ 生涯にわたる男女共同参画の教育

●背景

男女共同参画に関する法制度の整備が進むとともに、さまざまな取組が進められてきましたが、依然として、社会全体に浸透するまでには、至っていません。

背景には、働き方・暮らしの根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があることが挙げられます。

令和3年度の市民意識調査において、男女の地位の平等感について、「学校生活では」を除くすべての項目で、「男性優遇」の割合が、「女性優遇」の割合を上回っています。社会全体における男性優遇感が高くなっている状況がうかがえます。

男女共同参画への理解を広げていくためには、生まれてから成長する過程での意識付けが重要であり、学校、地域等において、教育、学習の場を充実させていく必要があります。男女共同参画社会の実現に向けては、生涯にわたる意識啓発が重要です。

●めざす姿

男女共同参画の推進に係るすべての取組の基礎として、また、さまざまな取組の実効性を高めていく観点から、子どもの頃から、その成長に応じて各世代で固定的な性別役割分担意識を植え付けず、また、押し付けない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要となります。

よって、幼児期から男女共同参画意識が醸成される環境づくりを行うため、学校教育や家庭教育、及び地域等における学習機会の充実などにより、子どもから高齢者まで幅広い意識改革をめざします。

●施策の方向●

① 教育の場における男女 共同参画の推進



幼児期からの男女共同参画の学習機会を設け、学校などにおいて、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。また、教職員などへ男女共同参画についての理解を深めるための教育を進めます。

●施 策●

事業名	内容	担当部署
1 幼児期からの男女共同参画の学習機会の充実	保育園、幼稚園、こども園、小・中学校等における日々の教育・保育の中で、一人ひとりの個性を十分に尊重し、各人の能力を発揮することができるような指導に努め、幼児期からの男女共同参画の学習の機会の充実を図ります。	子育て推進課 学校教育課 教育研究支援課
2 児童福祉施設における男女共同参画意識づくりの推進	保育士及び施設管理者において男女共同参画意識づくりについて働きかけます。	子育て推進課
3 学校における健康教育の推進	児童・生徒の発育、発達段階に応じた正しい性に関する指導や疾病予防、がん教育等を推進するため、健康教育を行います。	教育研究支援課

第4章

施策の推進
基本目標Ⅰ 生涯にわたる男女共同参画の教育

4 男女共同参画の視点に立った進路指導・生徒指導の推進	中学生を対象に職場体験、ボランティア体験等、将来の進路にかかわる体験活動を積極的に実施し、望ましい職業観や勤労観を養い、主体的な進路選択能力の育成を図るとともに、男女が共に家庭や地域における生活に参画していくという観点から、必要な知識と技術の習得ができるよう学習内容の充実を図ります。また、一人ひとりの個性を十分に尊重し、各人の持つ能力を発揮することができるよう進路指導・生徒指導に努めます。	教育研究支援課
5 男女共同参画に関する講義科目の充実	男女共同参画意識を育てるために、男女共同参画に関する講義科目を充実させるとともに、政治・経済・社会における男女共同参画社会の在り方の教育・研究を進めます。	三重短期大学事務局 大学総務課
6 男女共同参画に関する教職員の人権教育研修会	人権感覚あふれる園・学校づくりを推進していくために、教職員を対象に男女共同参画をはじめとする人権教育に関するさまざまな講座を開設し、教職員の実践力の育成を図ります。	人権教育課

●施策の方向●

② 家庭・地域における男女共同参画の促進

多様な教育活動の中で、家庭・地域における男女共同参画の理解の促進に努め、また、一人ひとりが大切にされ、自分が自分らしく生きられる社会に関する理解を深めるための取組をします。



●施 策●

事業名	内容	担当部署
7 男女共同参画に関する市民人権講座の充実	家庭・地域において、男女共同参画に関することなど、あらゆる人権問題についての理解を深めるため、講座を開催します。	人権課
8 男女共同参画に関する人権教育講演会の充実	市民の人権や男女共同参画に対する理解を深め、人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、一人ひとりが大切にされる社会の実現をめざすため、各地域住民及び人権ネットワーク組織と連携しながら地域の課題に対応した啓発講演会を実施します。	人権教育課 (各教育事務所)
9 男女共同参画に関する人権出前講座の充実	保護者や地域住民の人権意識の基盤づくりを意識し、男女共同参画などの視点も含めた、主体的に学ぶことのできる人権研修会を実施し、一人ひとりが大切にされ自分が自分らしく生きられる社会について参加者が、学び合い、深まる機会をつくります。	人権教育課

第4章

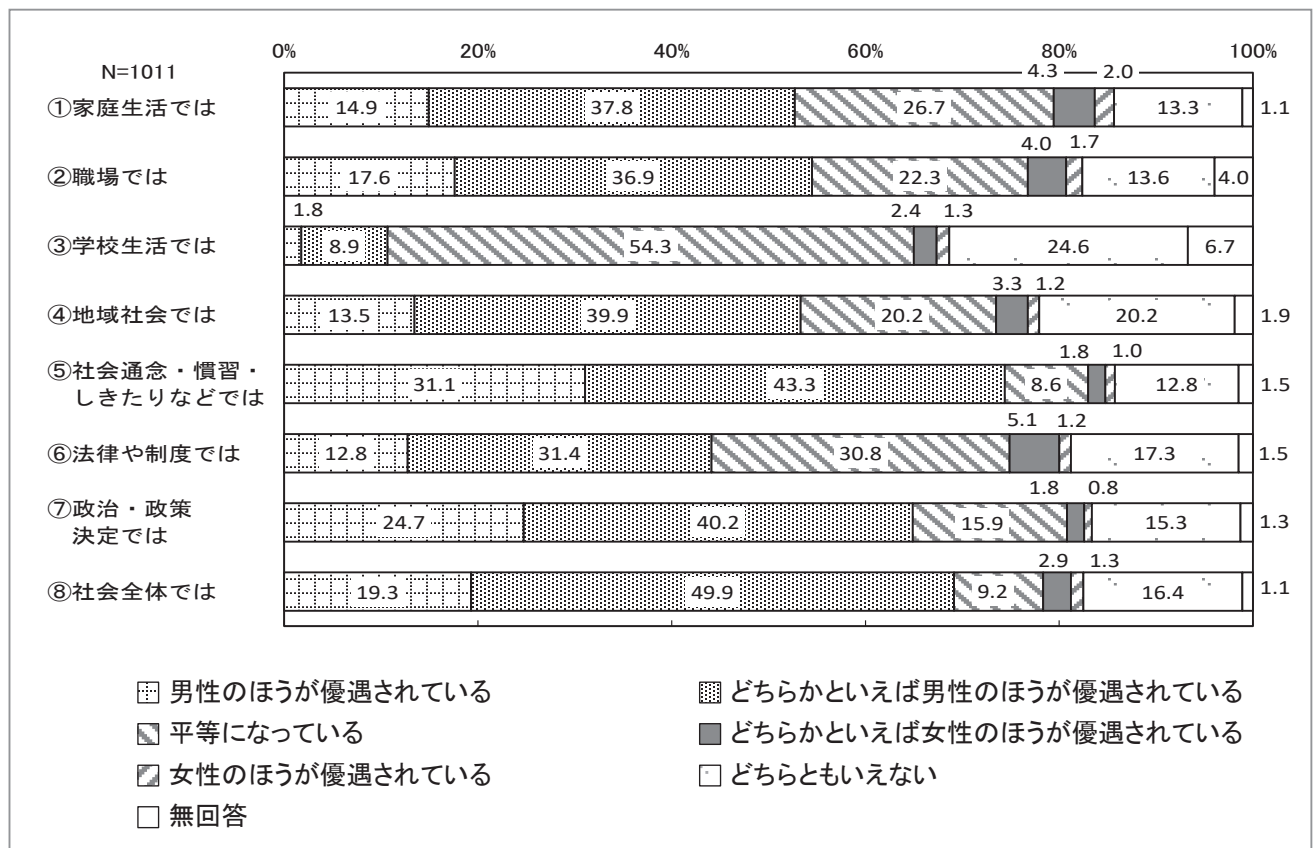
施策の推進
基本目標Ⅰ 生涯にわたる男女共同参画の教育

10	地域力創造セミナーの充実	講座を通じて、地域を活性化することや地域おこしの担い手となる人材を育成する地域力創造セミナーの開催を推進します。	生涯学習課
11	家庭教育支援事業の開催	家庭における子育ての悩みや課題を持つ保護者を直接支援することを目的として、家庭教育支援事業を実施します。	生涯学習課
12	男性のための家事力向上講座の充実	講座を通じて、これまで、主に女性によって担われてきた家庭責任(料理など)や地域での活動を男性も共に担っていく必要性があることを啓発し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	生涯学習課

●数値目標●

数値目標項目	取組内容	現状値 R3	目標値 R9	担当部署
男女共同参画に関する市民人権講座の参加人数	家庭・地域において、男女共同参画に関することなど、あらゆる人権問題についての理解を深めるための講座を開催します。	36 人 (3カ年平均)	45人 (毎年)	人権課

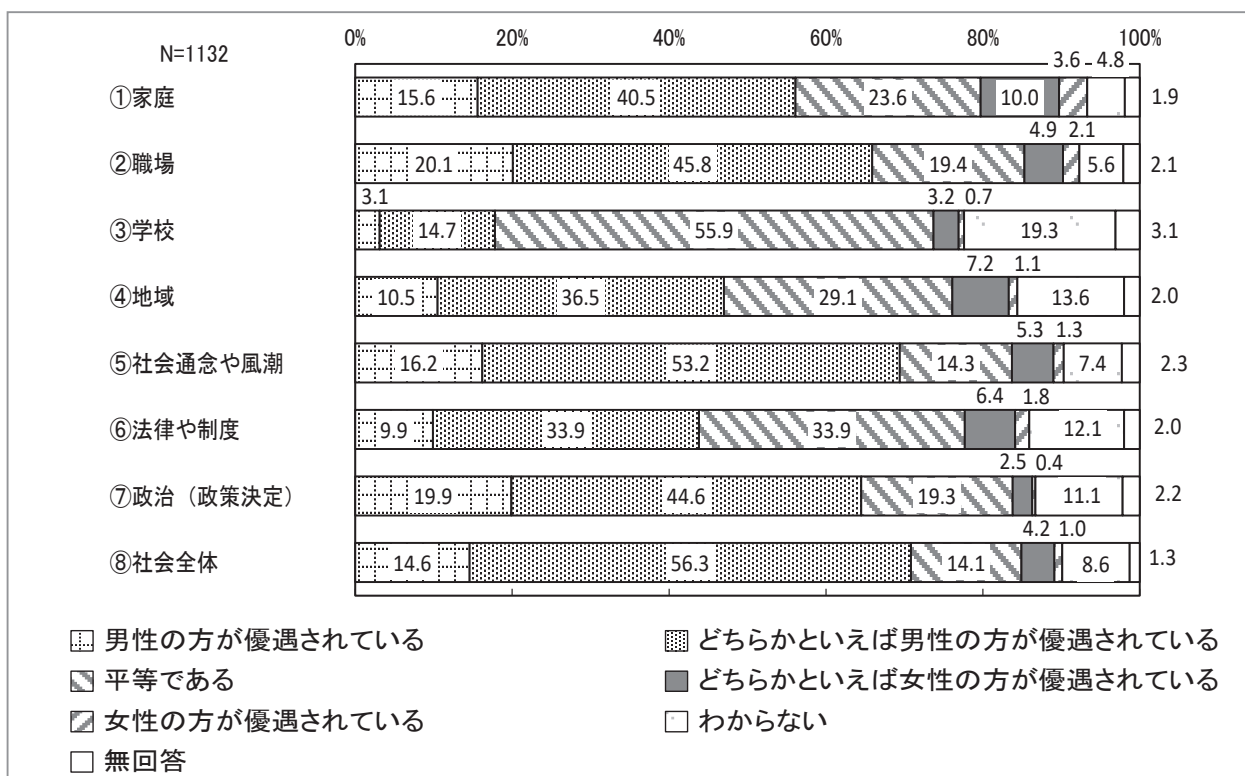
【令和3年度調査】



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書（令和3年度）

図4-1 「男女は平等になっているか」という考え方

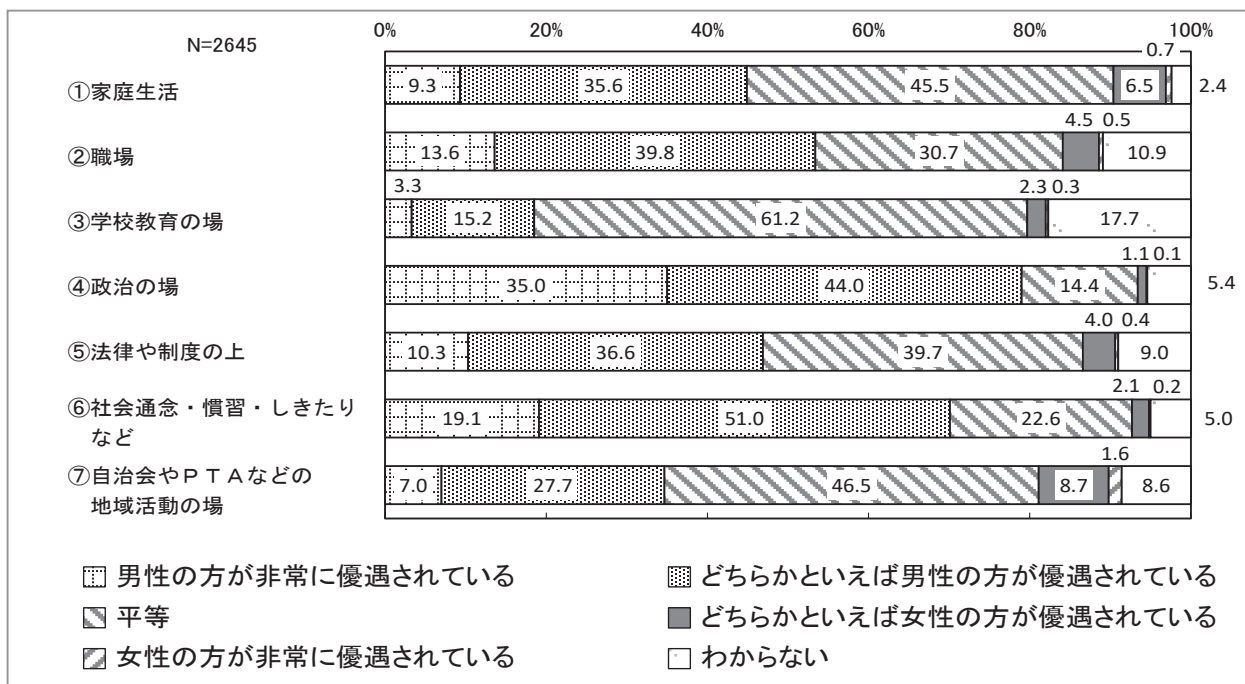
【参考 令和元年度 県調査】



資料：「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査（三重県）」令和元年度

図4-2 分野別の平等感

【参考 令和元年度 内閣府調査】



資料：「男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）」令和元年度

図4-3 分野別の平等感

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの促進

●背景

人生100年時代の到来に伴って職業人生が長くなる今後においては、仕事中心の現役生活から引退して仕事のない老後生活へ移行するという発想ではなく、若い時から仕事と生活の調和を図り、息の長い現役生活を送っていくことが重要になります。また、職業能力を高めたり、キャリア選択を行うための学び直しの機会を持ったりすることも大切になります。そうしたそれぞれのライフステージに合ったワーク・ライフ・バランスの在り方や支援策を検討する必要があります。

令和3年(2021年)度の市民意識調査において、暮らしの中の時間の使い方について、仕事と生活の調和を図ることを希望する人が55.5%と最も多く占めているにもかかわらず、実現できていると回答した人は、31.3%にとどまっており、仕事と生活が両立しにくい現状となっています。性別で見ると、男性は仕事を優先する回答が多いのに対し、女性は仕事と生活の調和を図るという回答が多くなっており、男女の意識に差異が見られ、固定的な性別役割分担意識との関連が推察されます。

●めざす姿

男女が共に仕事や家庭生活等へ参画し、働くことを希望するすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の削減などを推進し、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方を実現します。

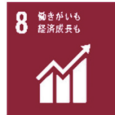
少子高齢化が進む本市において、今後は生産年齢人口の急速な減少が見込まれます。一方、未婚化・晩婚化の傾向が続く中で、就労者に占める女性の割合は増加傾向にあり、働く場における女性の存在はこれまで以上に重要となります。また、子どもができて女性が職業を持ち続けることを希望する人は増加しています。

これらの状況を踏まえ、就労する女性の能力向上に向けた支援、出産や子育てによって一時的に離職した女性に対する再就職支援などの取組により、女性が活躍できる社会をめざします。

●施策の方向●

③ 事業所・働く場への支援、男女共同参画の促進

男女が共に仕事と生活を両立できるよう、事業所や勤労者に対して、働き方や固定的な性別役割分担意識を見直すなどの意識啓発を行います。



●施策●

事業名	内容	担当部署
13 事業所訪問による啓発	関係課(室)が連携して市内事業所を訪問し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、女性管理職の登用、ハラスメント、ダイバーシティ(多様性)等についての意識啓発を図ります。	人権課 男女共同参画室 商業振興労政課
14 勤労青少年講座の実施	働く若年層の仲間づくりや余暇の充実等、福祉の増進を目的に、勤労青少年講座を実施します。	商業振興労政課
15 勤労者福祉の充実	勤労者福祉の充実のため、中小企業などの福利厚生事業を支援します。	商業振興労政課

第4章

施策の推進
基本目標Ⅱ
ワーク・ライフ・バランスの促進

● 施策の方向 ●

④ 就業・能力開発のための支援

就業を希望する人のための就業相談や情報の提供のほか、勉強会やセミナーなどを開催し、能力開発への支援の充実に努めます。



● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
16 就業相談・就業支援	関係機関と連携し、就業相談や就業支援に係る窓口や施策に関する情報の提供を行います。	商業振興労政課
17 職業能力向上に向けた支援	関係課(室)が連携し、パソコン教室を実施するなど、就業を希望する人の職業能力の向上につなげます。	男女共同参画室 商業振興労政課 生涯学習課
18 就業条件向上の啓発	最低賃金の順守など、就業条件に係る情報に関し、広報紙への登載や事業所訪問等を通じて啓発することにより、就業条件の向上を図ります。	商業振興労政課
19 育児・介護休業制度などの市職員に向けた啓発	職員が子育てや介護等をしながら、働き続けやすい環境を整備するため、子どもの出生の手続時に、育児休業制度の啓発を行うなど、育児・介護休業制度などの利用促進を図ります。	人事課

●施策の方向●

⑤ 自営業における女性活躍の推進

起業・創業を考えている人などに対して、勉強会やセミナーなどを開催し、また、地域農業の担い手である女性農業者への支援の充実に努めます。



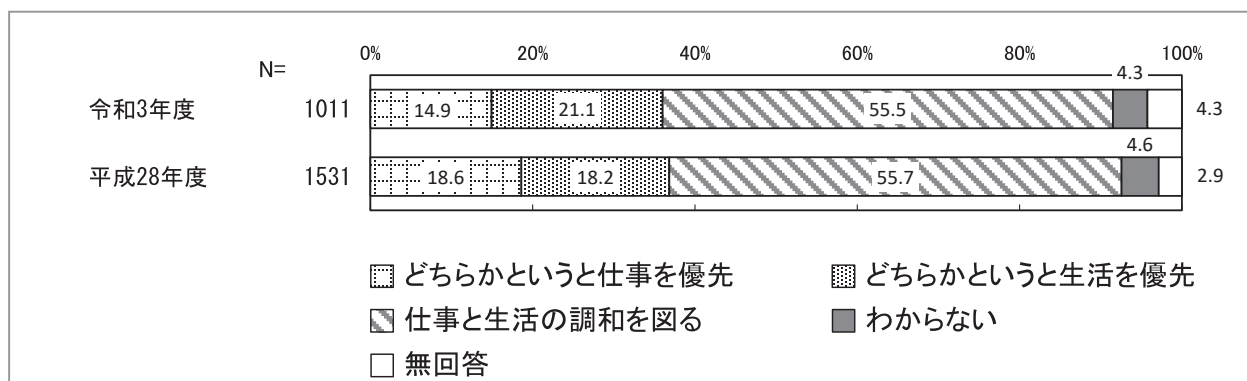
●施 策●

事業名	内容	担当部署
20 起業家などに対する支援	市内の公的な創業支援機関と連携し、起業・創業を考えている人などに対して、相談窓口の設置、勉強会やセミナーの開催、交流会の場の提供等の支援を行います。	経営支援課
21 女性農業者への意識啓発・支援	家族経営協定の締結の後、認定農業者への共同申請を促進します。	農林水産政策課

●数値目標●

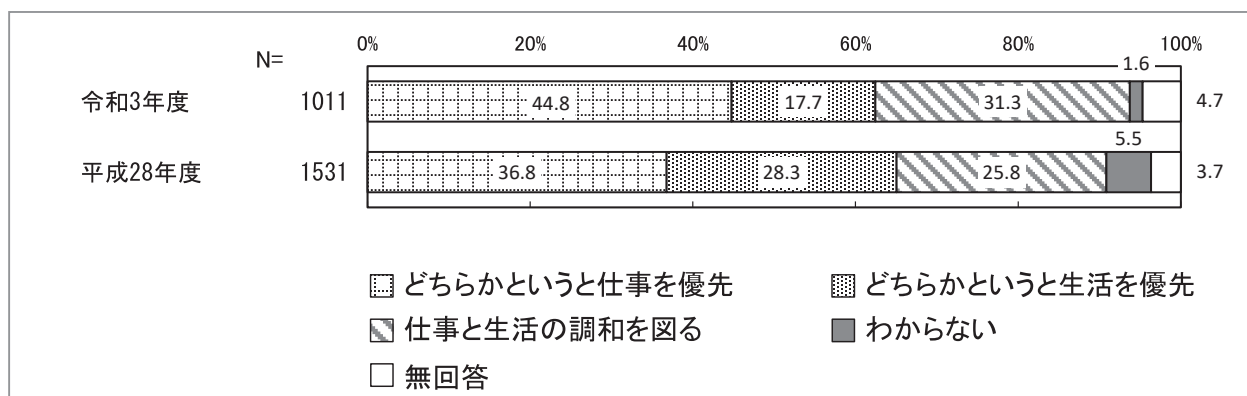
数値目標項目	取組内容	現状値 R3	目標値 R9	担当部署
意識啓発のための 訪問事業所数	市内事業所を訪問し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス等についての意識啓発を図ります。	0事業所	40 事業 所(毎年)	人権課 男女共同参画室 商業振興労政課
ワーク・ライフ・バランスの認知度	市民や事業所に対し、男女のこれまでの固定的な性別役割分担意識の見直しなど、男女が共に仕事と生活を両立する意識の啓発や情報提供を行います。	56.1%	65.0%	男女共同参画室
「男は仕事、女は家庭」という考え方に 反対する市民の比率	これまでの固定的な考え方ではなく男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発を進めます。	60.9%	70.0%	男女共同参画室
市の男性職員の育児休業取得率	本市男性職員の1週間以上の育児休業取得率の向上に努めます。	14.7%	85.0% ※1	人事課

※1 特定事業主行動計画(令和3年度～令和7年度)における目標値(令和5年 11 月改定)



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書（令和3年度）

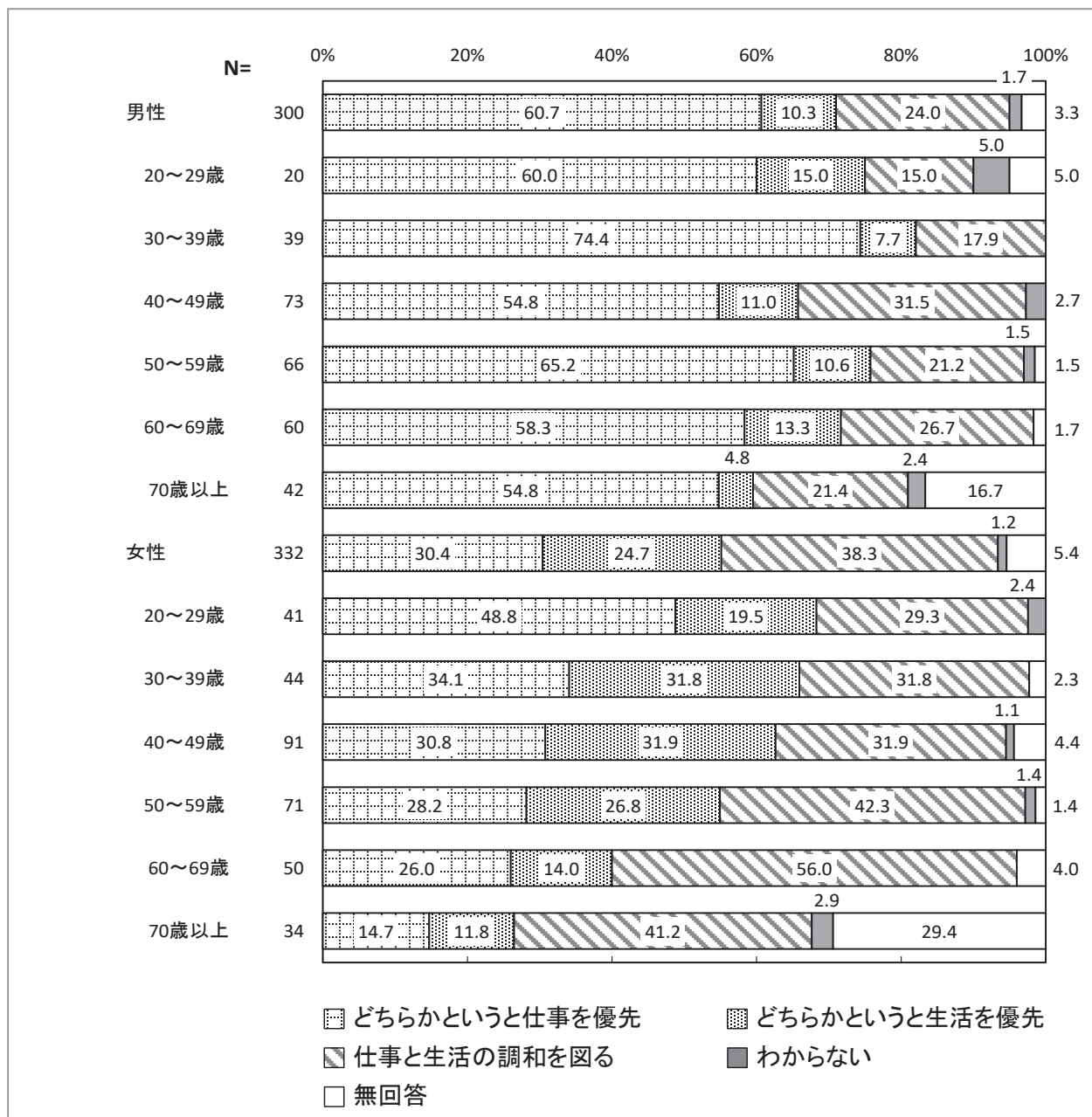
図4-4 暮らしの中での時間の使い方の希望



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書（令和3年度）

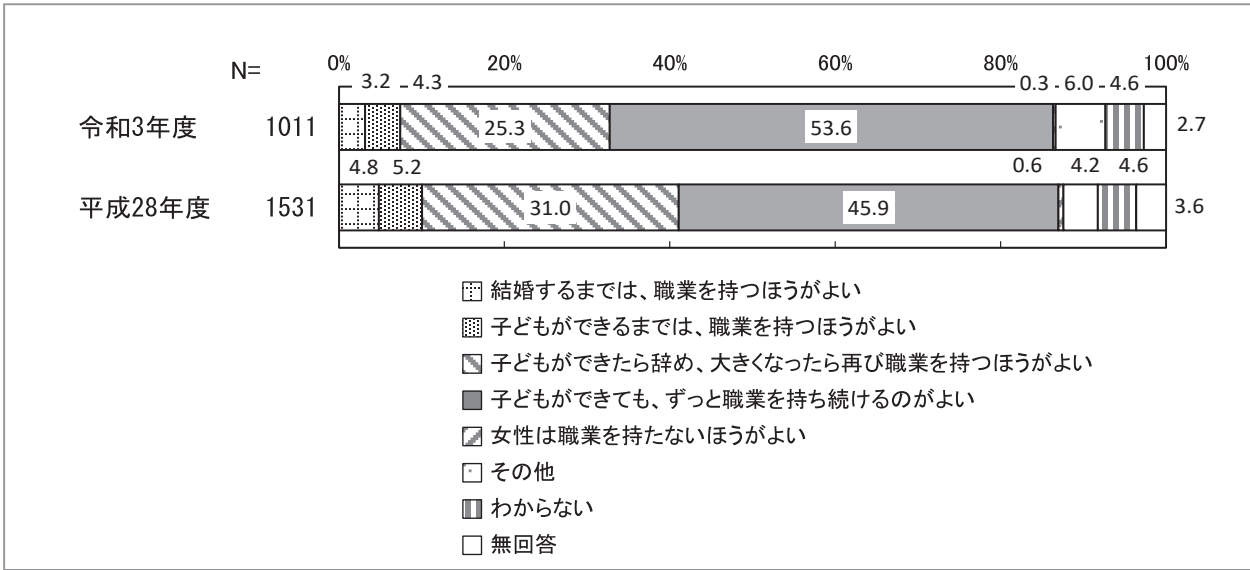
図4-5 暮らしの中での時間の使い方の現実





資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書（令和3年度）

図4－6 性・年齢別 暮らしの中での時間の使い方の現実



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書（令和3年度）

図4-7 女性が職業を持つことについて



基本目標Ⅲ

政策・方針決定の場における女性の活躍推進

●背景

政治、経済、社会等のあらゆる分野において、政策・方針決定に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、少子高齢化や人口減少、また、価値観の多様化が進む中でさまざまな視点を確保することにより、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

本市では第3次計画を女性活躍推進法に基づく計画として位置付け、女性活躍の取組を進めてきました。しかし、令和3年(2021年)度事業所調査の結果からも、事業所における女性の管理職が少なく、また、今後「近いうちに管理職になる予定」と回答した率も低くなっており、企業における女性の管理職への積極的な登用などが進んでいない現状がうかがえます。

市の審議会などについても女性委員の登用が進んでおらず、また、市職員の女性の管理職への登用も同様に進んでいないため、引き続き、市のあらゆる分野において女性の登用が進み、男女の意見がバランスよく反映されるよう、取り組まなければなりません。

平成30年(2018年)には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、政治分野での法的整備などが進められてきました。本市でも政治分野における男女共同参画を促進するための取組が求められています。

●めざす姿

事業所、各種団体、地域等の政策・方針決定の場において、女性が参画できる社会をめざします。中でも、現在、女性の参画の少ない防災や農業分野の方針決定の場においても、女性が登用される社会にしていきます。

また、市の審議会などの女性委員の登用とともに、職員の管理職への女性の登用を進め、行政が率先して、職場での女性活躍・男女共同参画が進んだ組織をめざします。

●施策の方向●

⑥ 事業所・各種団体等の 方針決定の場における 男女共同参画の推進

事業所・各種団体などの方針決定の場や政治分野において、男女が共に自分の意思を反映できるよう、女性の登用に関する意識啓発や情報提供を行います。



●施 策●

事業名	内容	担当部署
22 事業所・各種団体等の 方針決定の場における 男女共同参画の推進	事業所・各種関係団体等の方針決定の場における男女共同参画を促進する啓発を行います。	男女共同参画室 商業振興労政課
23 男女共同参画の視点を 取り入れた防災対策の 推進	防災会議への女性の参画を促進するなど、さまざまな機会において男女共同参画の視点を取り入れ防災対策を推進します。	危機管理課
24 農業委員会への女性の 登用の推進	農業委員会の委員等の任命・選出において、男女双方の視点や意見を意思決定の場に反映するため、女性の登用を推進します。	農業委員会事務局
25 政治分野への女性の 参画の推進	政治分野における男女共同参画を促進するための啓発を行います。	男女共同参画室

第4章

施策の推進
基本目標Ⅲ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進

● 施策の方向 ●

⑦ 市の方針決定などにおける男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画を図るとともに、職員各々の能力や適性に応じた登用・配置に努めます。



● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
26 審議会などへの女性の登用推進	市が設置する審議会※などについて、女性の登用状況の把握を行うとともに、男女双方の視点や意見を意思決定の場に反映するため審議会などへの女性の登用率が40%を超えるよう、女性の登用を推進します。 ※都市計画審議会や防災会議等	全庁 行政経営課
27 市職員における女性の管理職への登用の推進	女性の管理職への登用を推進していくためには、主査、担当副主幹及び担当主幹への積極的な登用を促進する必要があることから、各役職段階の女性職員の確保を念頭に置いた職員配置及び人材育成を行います。また、消防職員においては、昇任試験などの機会を通じて、女性の管理職への登用の推進を図ります。	人事課 消防総務課

市のあらゆる分野に 28 おける女性職員の登用の推進	女性職員の研修参加を推進することにより、新たに求められる課題に対応できる能力を向上させ、企画・立案、決定過程の場への女性職員の参画を促し、あらゆる分野において登用できるよう経験や能力の向上を図ります。また、各種研修を通じ、男女が共に能力を向上させるとともに、固定的な性別役割分担意識を見直し、各々の能力や適性に応じた職員の配置を行います。	人事課 消防総務課
29 津市職員男女共同参画研修会の充実	男女共同参画に関する職員の意識の高揚と庁内の推進体制の充実を図ることを目的に、人事課と男女共同参画室の共催による職員研修会を開催します。	人事課 男女共同参画室

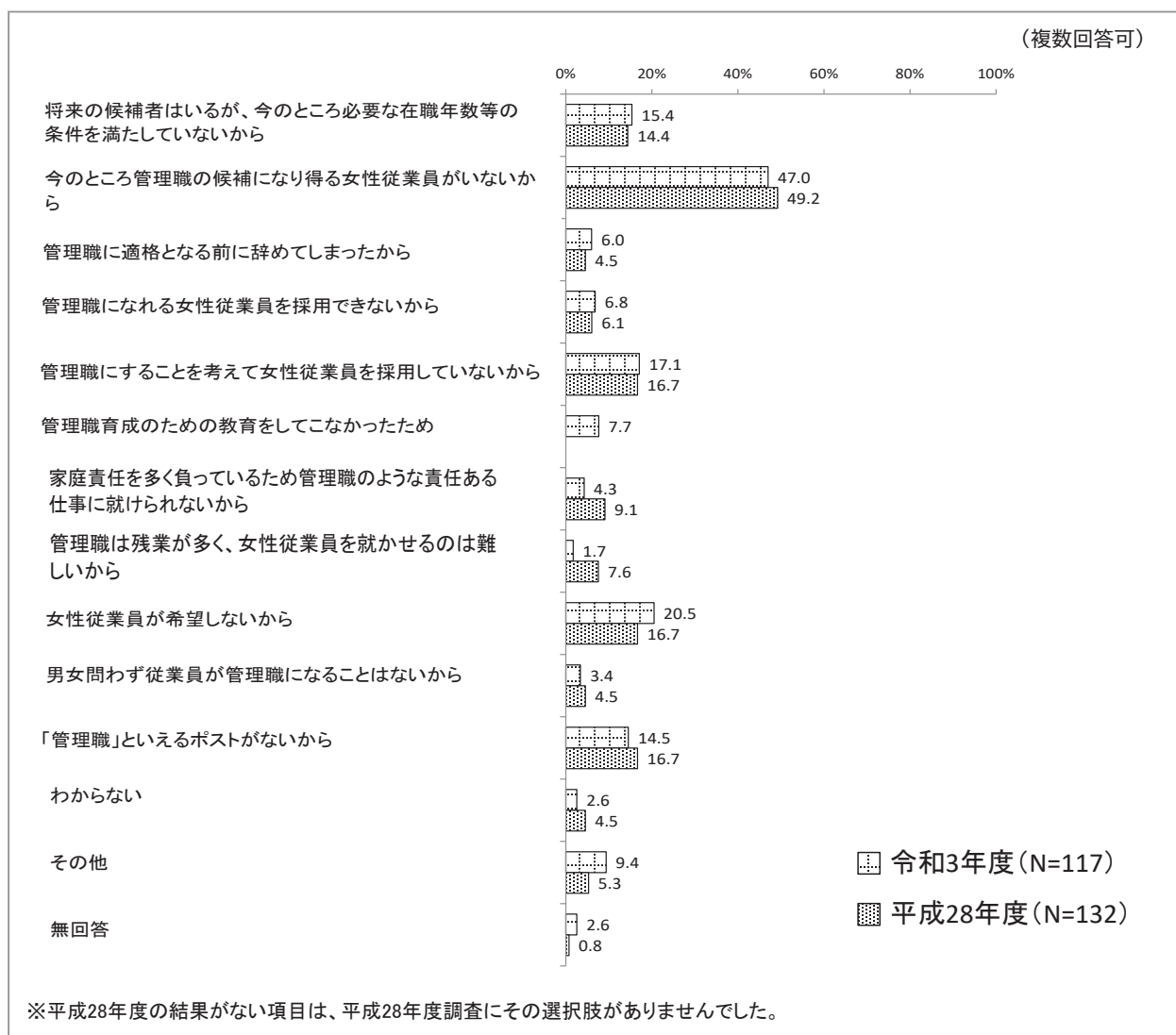


●数値目標●

数値目標項目	取組内容	現状値 R3	目標値 R9	担当部署
農業委員会における女性委員の比率	農業委員会における女性委員の増加に努めます。	8.3%	12.5% (R7) ※1	農業委員会事務局
審議会における女性委員の比率	市が設置する審議会などについて、女性の登用を推進します。	27.0%	40.0%	全庁 行政経営課
市職員の課長級以上の管理職に占める女性の比率	本市職員における課長級以上の管理職に占める女性の登用率の向上に努めます。	11.8%	18% (R7) ※2	人事課
女性消防職員の人数	消防職員における女性職員の増加に努めます。	14 人	18 人	消防総務課

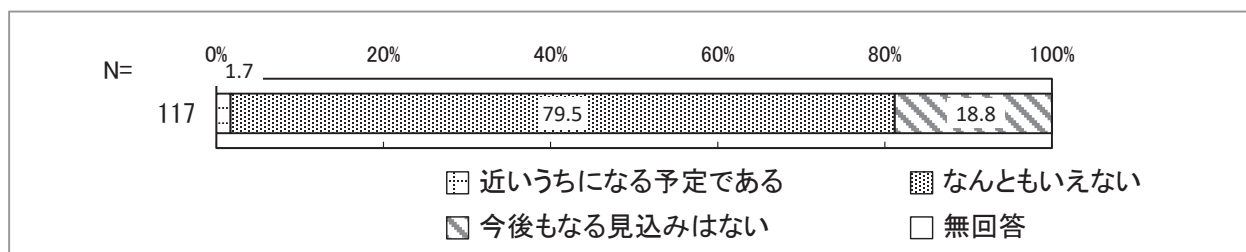
※1 農業委員会の改選時(令和7年度)における目標値

※2 特定事業主行動計画(令和3年度～令和7年度)における目標値



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書（令和3年度）

図 4-8 女性の管理職がいない理由



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書（令和3年度）

図 4-9 今後女性が管理職になることがあるか

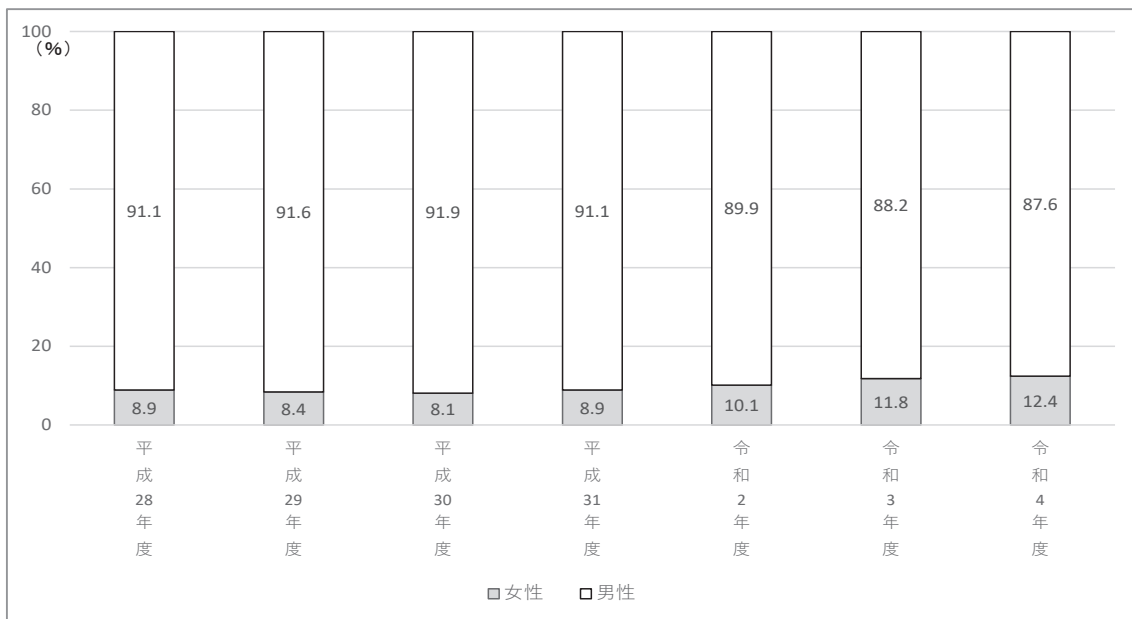


図 4-10 市職員の女性管理職比率の推移

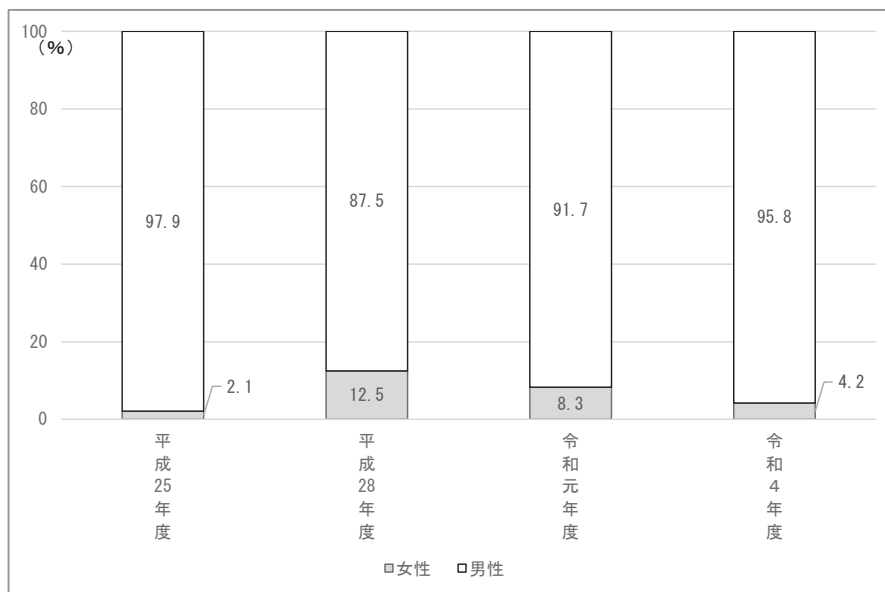


図 4-11 市農業委員会の女性委員比率の推移

基本目標Ⅳ 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

●背景

身近な暮らしの場においては、固定的な性別役割分担意識の解消が重要です。令和3年(2021年)度の市民意識調査では、家庭での洗濯や掃除、食事の支度・片付け等を女性が中心に行う割合が高くなっており、家庭や地域における男女共同参画の意識啓発が必要です。併せて、男女がともに仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備も必要であり、同調査によると、安心して子育てするためには、保育サービスの充実など、地域での子育て支援の充実を挙げた人が6割を超えています。また、介護の担い手としては、ホームヘルパーや施設サービスの充実等、社会全体で担うべきと答えた人が6割を超えており、保育環境の整備や介護サービスの充実が求められています。

そして、男女がお互いの身体の特徴を理解し、生涯にわたり心身ともに健康を保つことは、男女共同参画社会の形成の前提となるものであり、そのためには、正確な知識と情報を把握するとともに、的確な医療や健康支援を受けられることが大切です。また、女性はリプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点から、妊娠・出産を自身で決定していくことが重要です。

さらに、大規模災害の発生は、女性や子ども等、弱い状況にある人がより多くの影響を受けると言われていることから、男女共同参画の視点から防災対策に取り組むことが重要です。

●めざす姿

多様なニーズに応じた保育サービスや子育て支援サービスの実施と、介護制度や相談支援体制を提供することで、男性が家事や育児等に参画することを推進し、男女がともに子育てや介護をしながら、家庭や地域、職場における豊かな生活の実現をめざします。

そして、引き続き、年代に応じた健康支援への取組と的確な医療が受けられる体制づくりをすることで、生涯にわたる健康の保持をめざします。また、特に若い世代に対しては、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発をすることで、自ら選択し自分らしく生きられるような社会にしていきます。

また、災害時における事前の備えや避難所運営には、女性が防災の担い手として積極的に参画することで、さまざまなニーズに配慮し、誰もが安心できる防災現場とします。

第4章

●施策の方向●

⑧ 子育て支援の充実



子育てと仕事が両立できるよう、安心して子育てができる環境の整備とサービスの充実に努めるとともに、また、男性の育児参画を推進します。

●施 策●

事業名	内容	担当部署
30 子育て支援事業の充実	地域の子育て家庭を対象に、育児相談や親子の交流の場の提供、交流の促進を図ります。また、子育てに関する各種情報の提供を行います。	子育て推進課
31 保育サービスの充実	保育の需要見込みに対応するため、施設整備や保育士確保を進めるとともに延長・休日・一時など保育サービスの充実に努めます。	子育て推進課
32 放課後児童対策の充実	就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	生涯学習課
33 ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育てのお手伝いが可能な人を紹介し、相互の信頼と了解のうえで、一時的に子どもを預けることができる事業を実施します。	こども支援課

34	子育て支援ショート ステイ事業の充実	保護者の病気・出産・冠婚葬祭・出張・家族の病気などの看護・育児不安等により、家庭で一時的に子どもの養育が困難になった時、児童福祉施設などで子どもを預けることができる事業を実施します。	こども支援課
35	家庭児童相談の実施	子育てについての悩みや不安等の気持ちを受けとめ、必要に応じて専門機関へつなげます。	こども支援課
36	男性の育児参画の推進	父親の子育て講座などを開催し、家庭における固定的な性別役割分担意識を見直しながら、男性の育児参画を推進します。	こども支援課
37	市職員の家庭における男女共同参画の推進	男性の家庭での育児・介護等について職員に啓発を行い、また、男性職員向けの家事や育児講座等を開催し、家庭における固定的な性別役割分担意識を見直しながら、職員の家庭における男女共同参画を推進します。	男女共同参画室 人事課

● 施策の方向 ●

⑨ 男女の生涯にわたる健康の支援

妊娠や出産に関して、女性が自由に選択できるよう、正しい知識の普及啓発を図ります。また、すべての世代の健康の保持・促進のため、適正な健康支援を行います。



● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
38 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康・権利)を促進する意識啓発	性と生殖に関する健康と権利についての理解の普及に努めます。	男女共同参画室 教育研究支援課
39 男女の生涯にわたる健康の保持・促進	乳幼児から高齢者まですべての世代に及ぶ切れ目のない健康づくりを行います。	健康づくり課 保険医療助成課
40 感染症流行などにおける取組の充実	広報紙、ケーブルテレビ、健康まつり等を通じて、感染症、熱中症、食中毒の予防や対処方法について伝えます。また、感染症の流行時は県と連携し、発生状況など、適切な情報を迅速に提供します。	健康づくり課

●施策の方向●

⑩ 介護・高齢者・障がい者 支援の充実



生活上の困難を抱える人に対し、男女共同参画の視点を踏まえ、本人への支援及び家族の負担軽減につながるサービスや環境整備により、安心して暮らせるよう支援します。

●施 策●

事業名	内容	担当部署
41 包括的支援事業の実施	地域包括支援センター・在宅介護支援センター等、関係機関と連携し、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護等を行います。	地域包括ケア推進室 高齢福祉課
42 介護保険サービスの利用促進	要介護者の家族の介護負担を軽減し、男女が生活の中で介護が行えるよう、社会全体で支える仕組みとして介護保険制度の理解の普及、介護保険サービスの利用促進を図ります。	介護保険課

第4章

施策の推進
基本目標Ⅳ 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

43 高齢福祉サービスの充実	支援が必要な高齢者やその家族が、安心して在宅生活を送れるよう、緊急通報装置事業、老人日常生活用具給付等事業、配食サービス事業、家族介護慰労事業、紙おむつ等給付事業などの各種福祉サービスを提供し、自立生活を支援します。	高齢福祉課
44 障がい者の自立への支援	障がい者個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活及び自立への支援を行います。	障がい福祉課



● 施策の方向 ●

⑪ 防災対策における男女
共同参画の推進

男女双方の視点に配慮された避難所の設置・運営や備蓄など、男女が共に支え合う防災・減災活動を進めていきます。



● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
45 避難所運営委員会の体制整備	男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮された避難所の設置と運営に努めます。避難所運営委員会の構成については、男女共同参画に配慮した体制が築けるように自主防災会などにも呼びかけます。	防災室
46 備蓄品の整備	備蓄品については、男女のニーズの違いや男女双方の視点を踏まえ、引き続き津市備蓄計画に基づき検証を行いながら、更新及び備蓄をしていきます。	防災室

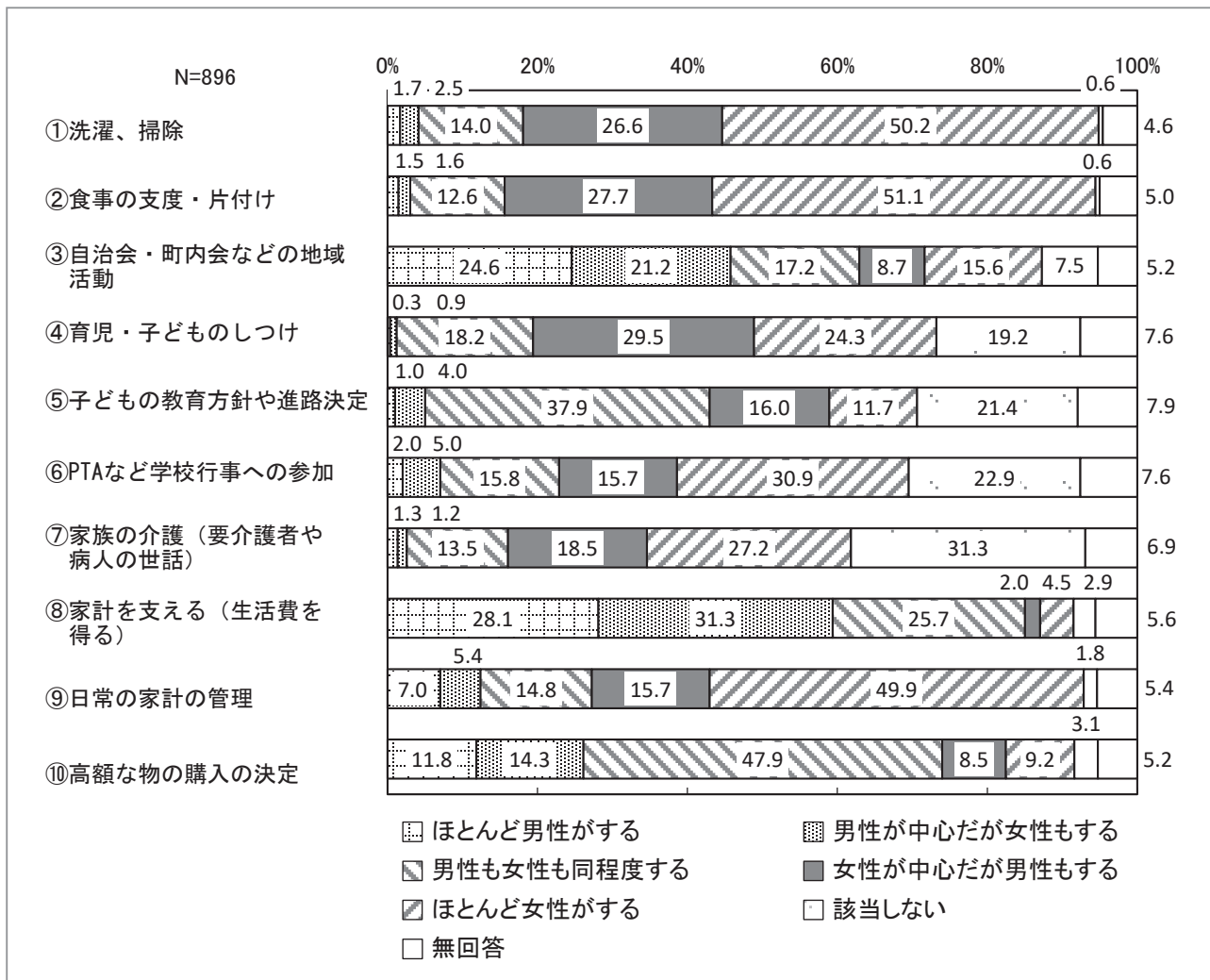
第4章

施策の推進
基本目標Ⅳ 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

●数値目標●

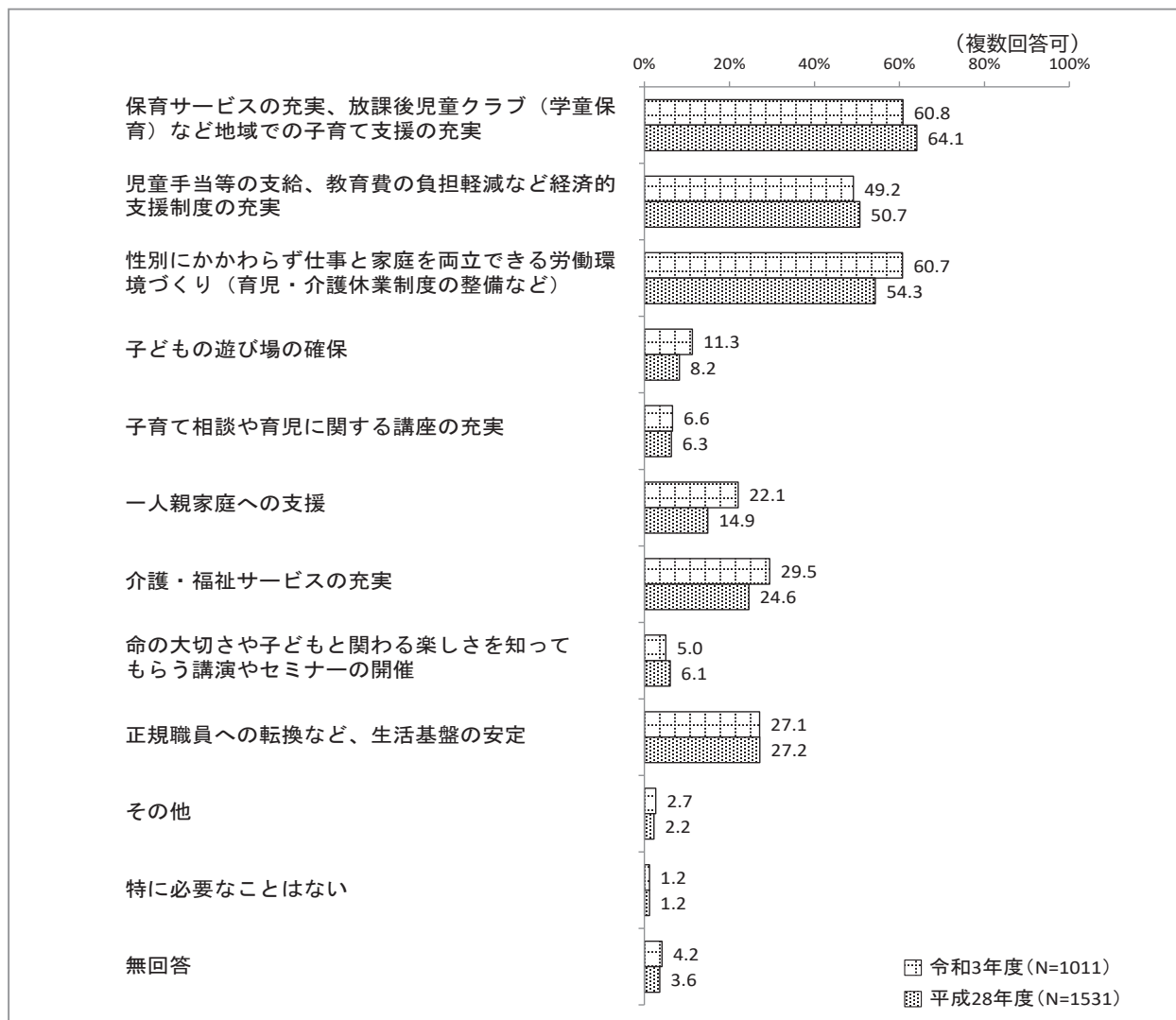
数値目標項目	取組内容	現状値 R3	目標値 R9	担当部署
放課後児童クラブの受け入れ可能児童数	就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	3,073 人	3,500 人	生涯学習課
家庭児童相談の受付件数	家庭児童相談員が、子育てについての悩みや不安等の気持ちを受けとめ、必要に応じて専門機関へつなげます。	832 人	950 人	こども支援課
津市特定健康診査受診率	40 歳～74 歳の国民健康保険加入者の特定健康診査受診率の向上に努めます。	39.9%	60.0% (R5) ※3	保険医療助成課
女性委員を含む避難所運営委員会の設置	災害時の避難所運営について、女性の意見や役割の重要性に配慮した運営委員会を設置し、体制の整備に努めます。	64.6%	100.0%	防災室

※3 津市第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画(平成30年度～令和5年度)における目標値



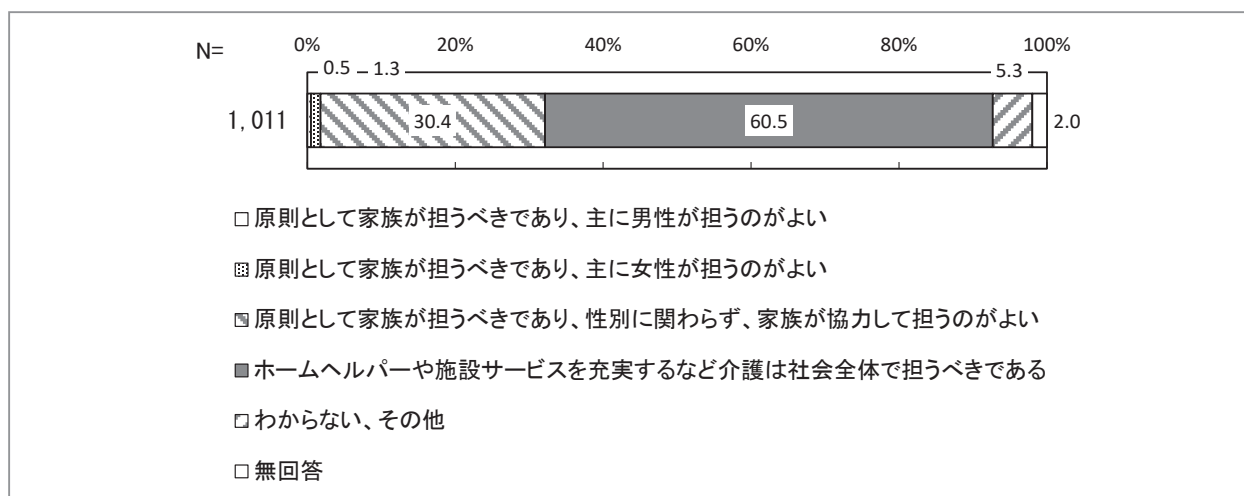
資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書（令和3年度）

図 4-12 普段の生活について



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書（令和3年度）

図 4-13 安心して子育てができる社会のために必要なこと



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書（令和3年度）

図 4-14 介護の担い手について

基本目標Ⅴ

男女共同参画を阻害する暴力防止などに対する環境の整備

●背景

DV、性暴力、児童虐待等の暴力、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の各種ハラスメントは重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に、DVや性暴力については、被害者の多くが女性であり、その背景として、社会的・経済的な男性の優位性や固定的な性別役割分担意識等が指摘されています。このような被害を根絶することは、男女共同参画社会を実現する上で重要な課題です。

令和3年度の市民意識調査では、DV被害を受けた際に「どこにも相談しなかった」の割合が48.3%となっており、前回の市民意識調査と比較すると9.5ポイント低くなっています。また、その理由は「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が49.1%と最も高い数値になっており、被害者は自身の被害を過小評価する傾向が見られます。また、ハラスメント被害を受けた際も同様の傾向が見られます。

●めざす姿

本市では、被害者への支援として、被害を受けやすい女性や子どもを対象とした相談事業を実施してきましたが、個々の被害を潜在化させないため、被害者が安心して相談できる体制の充実や、ケースごとに適切な対応ができる体制づくりをめざします。

また、DVやあらゆるハラスメントに対する正しい理解について周知をすることで、新たな加害者や被害者を生まないため、DVなどのあらゆる暴力を許さないという社会を実現します。

第4章

● 施策の方向 ●

⑫ DV 防止に向けた啓発、
相談、支援体制の整備
と充実



各種イベントや講座などを通じて、DV防止に向けた啓発と、DVや児童虐待の被害者支援として、相談や支援体制の充実を図ります。また、関係機関との連携強化に努めます。

● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
47 DV防止に関する啓発の実施	各種イベントや講座等を通じて、DV防止に向けた啓発に努めます。	男女共同参画室
48 DV防止のための活動と被害者などの支援	周囲の人が早期発見できるよう、教育機関、保育所及び福祉関係窓口、医療機関等との協力体制づくりに努めるとともに、庁内の関係部署や県女性相談所、警察等の関係機関との連携により、DV被害者及び同伴児童などの緊急時における安全確保及び一時保護を行います。また、被害者の自立に向けて、各種制度の利用方法などの情報提供、助言その他の援助を行います。	こども支援課
49 児童虐待防止及び要保護児童への支援	DVや児童虐待に関する相談及び要保護児童への支援を児童相談所などの関係機関と連携し、適切なタイミングで適切な支援ができるように努めます。	こども支援課

50	津市児童虐待防止等ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)の推進	津市児童虐待防止等ネットワーク会議の円滑な運営を行います。関係機関とのネットワークづくりを進め、DVや児童虐待の対応から、予防への重層的な支援ができるよう仕組みづくりを進めます。	こども支援課
----	------------------------------------	---	--------

● 施策の方向 ●

⑬ あらゆるハラスメント防止に向けた啓発、相談、支援体制の整備と充実



ポスター掲示や企業訪問などを通じて、ハラスメントを防止するための啓発を実施します。また、ハラスメントの被害者支援として、被害者が安心して相談できる体制の充実を図ります。

● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
51 職場などにおけるあらゆるハラスメントに対する防止対策の実施	職場などにおけるあらゆるハラスメントの防止に関するチラシの配付やポスターの掲示等による啓発を行います。また、トラブルの解決を援助する相談機関を紹介します。	人権課 男女共同参画室 商業振興労政課
52 市職員におけるあらゆるハラスメントの問題に対する周知徹底及び相談の実施	市職員におけるあらゆるハラスメントの問題に対して、その防止のために各所属に対しての周知・徹底を行うとともに、引き続き相談窓口を設け相談などに適切に対処します。	人事課
53 教職員などにおけるあらゆるハラスメントに対する防止対策の実施	教職員などにおけるあらゆるハラスメントの防止に関して、管理職の研修において啓発したり、職場における意識の改革を図るセミナーへの参画を促します。また、啓発リーフレットの配布などを通じ、セクシュアル・ハラスメント防止の周知・徹底を図ります。	学校教育課

● 施策の方向 ●

⑭ 生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実



さまざまな理由によって、生活上の困難を抱える人に対し、適切に対応できる相談体制の整備とともに、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活及び自立への支援を行います。

● 施 策 ●

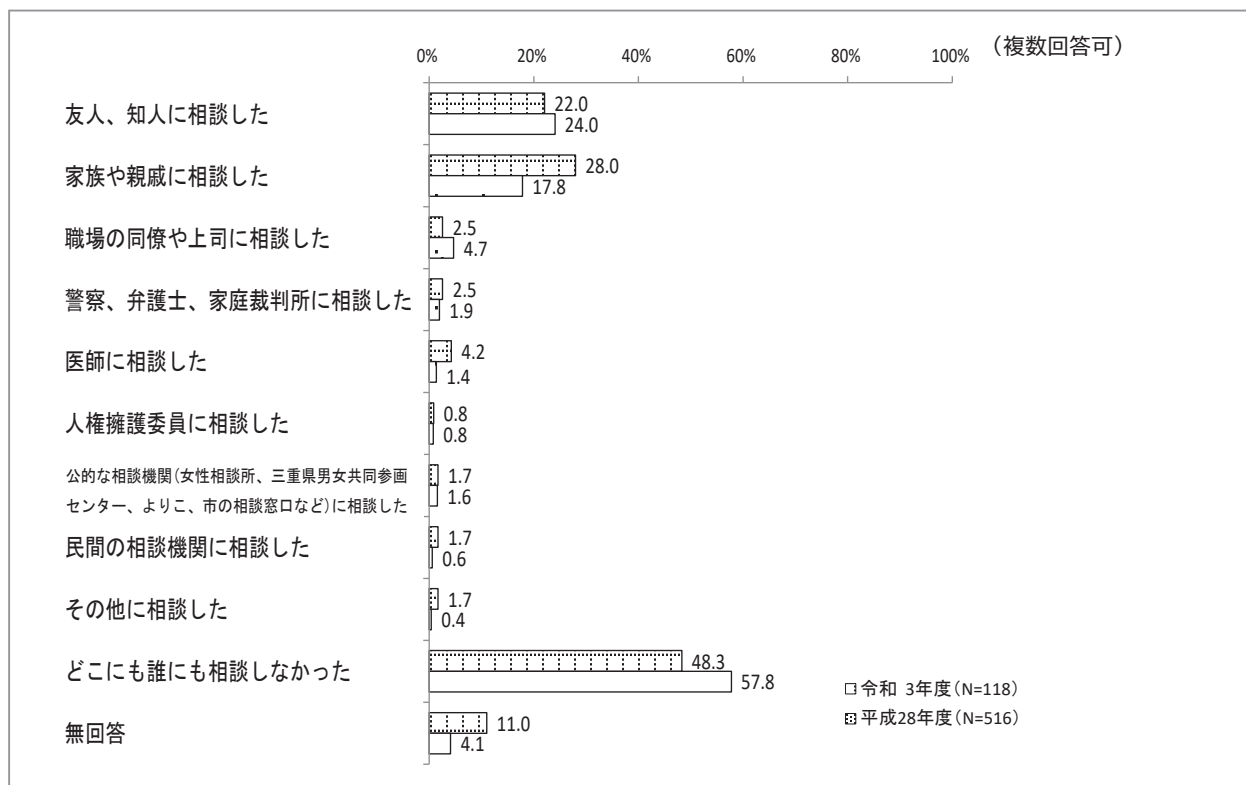
事業名	内容	担当部署
54 女性のための相談事業の充実	女性の身の回りのさまざまな問題に対し、相談員が電話・面接により相談を受け、適切に対応します。また、相談窓口について、広報紙やインターネット等を活用し、広く市民への周知を図るとともに、各種研修などを通じて相談員の資質向上に努めます。	こども支援課
55 相談事業の充実	身の回りのさまざまな問題に対して、相談事業を実施し、弁護士による面談、専門カウンセラーによる電話・面談での相談を受け、適切な対応をします。	男女共同参画室
56 メンタルヘルス事業の推進	勤労者のメンタルヘルスに係る問題などが増加する中、対策が不十分な中小企業や事業所の相談室には行きづらいなどの声に対応できるよう、専門のカウンセラーによる相談事業を開催します。	商業振興労政課
57 青少年相談活動の充実	非行その他の問題行動に悩む保護者や悩みを抱える青少年に対し、津市青少年センターや学校、適応指導教室等において相談を行うとともに、関係機関と連携し適切な援助を行います。	生涯学習課

第4章

施策の推進
基本目標V 男女共同参画を阻害する暴力防止などに対する環境の整備

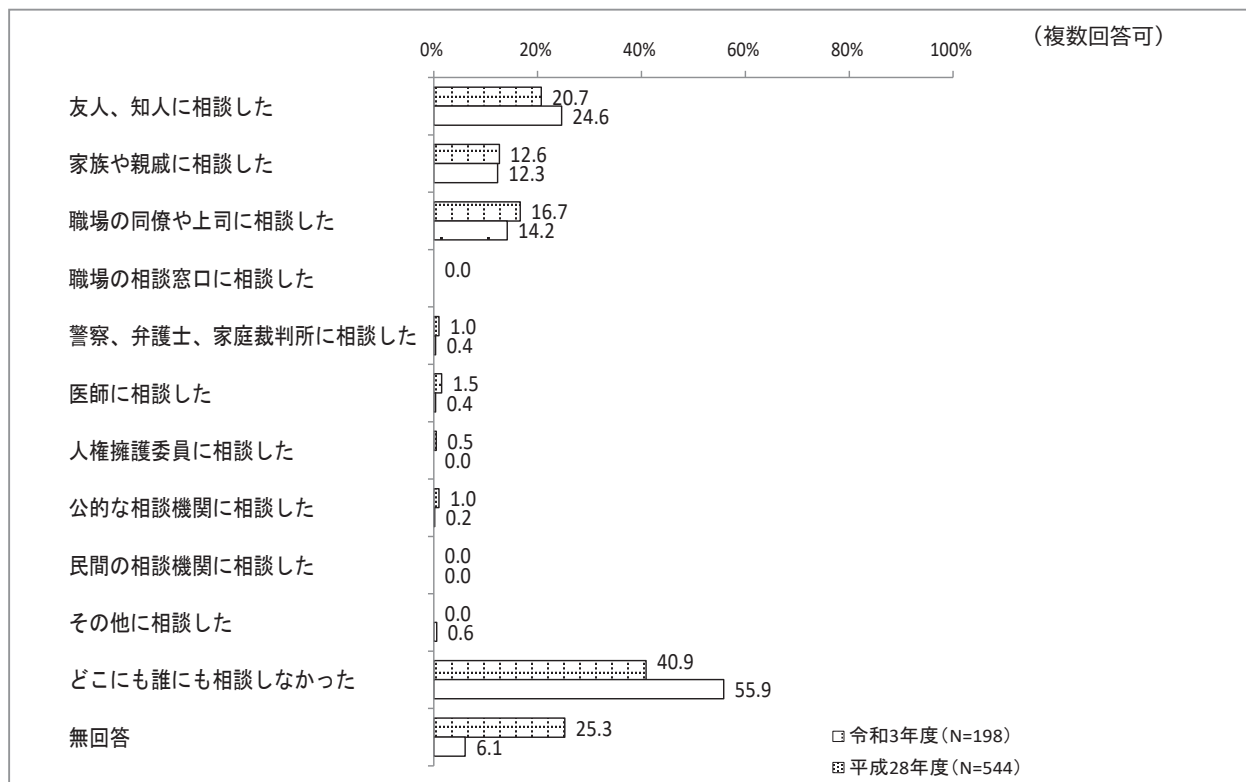
●数値目標●

数値目標項目	取組内容	現状値 R3	目標値 R9	担当部署
DV被害者で相談した人の比率 (相談／被害者)	各種相談機関の機能や利用方法について、広報紙・インターネット等を活用し、広く市民への周知に努めます。	40.7%	60.0%	男女共同参画室



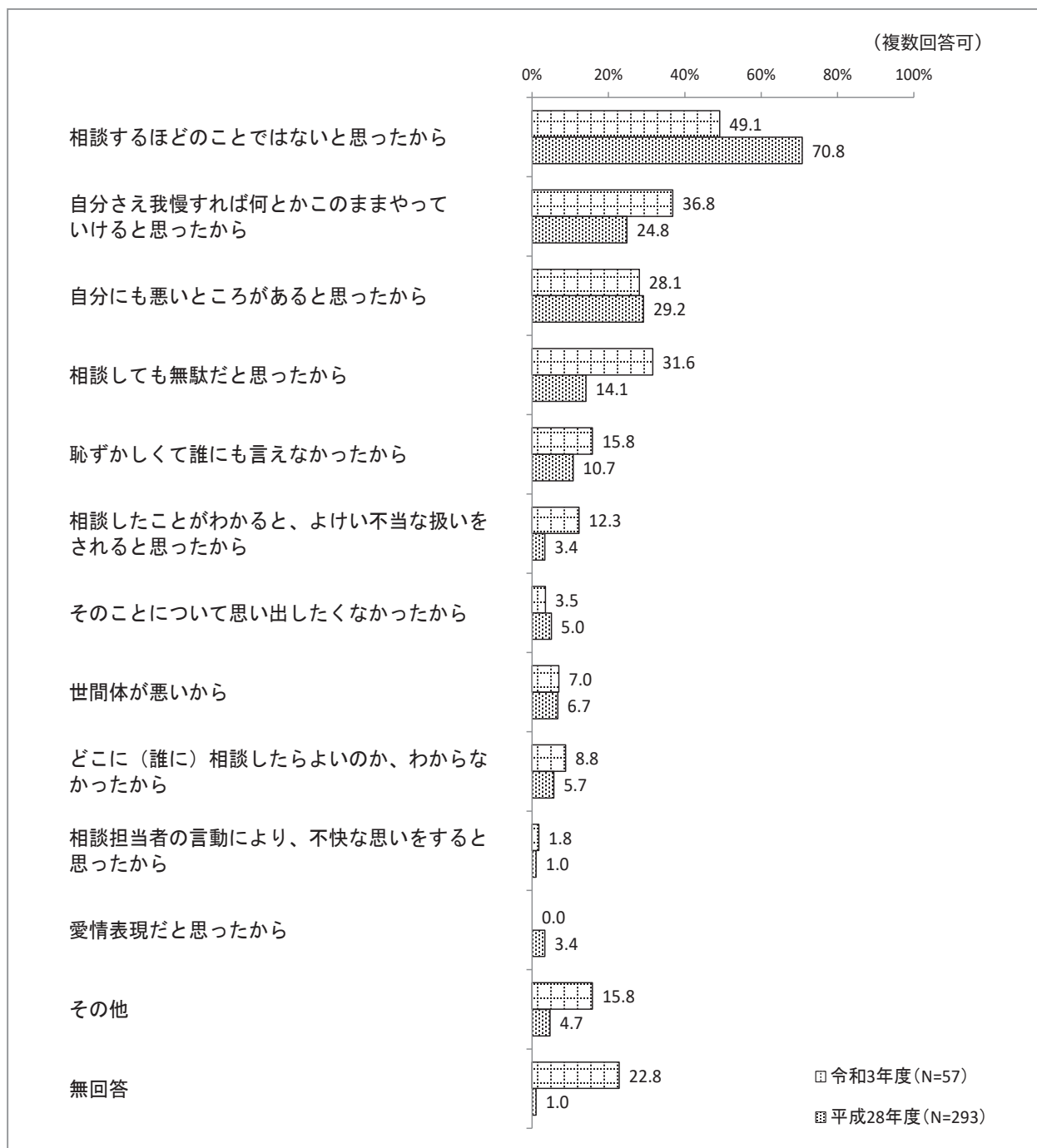
資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

図 4-15 DVの相談状況について



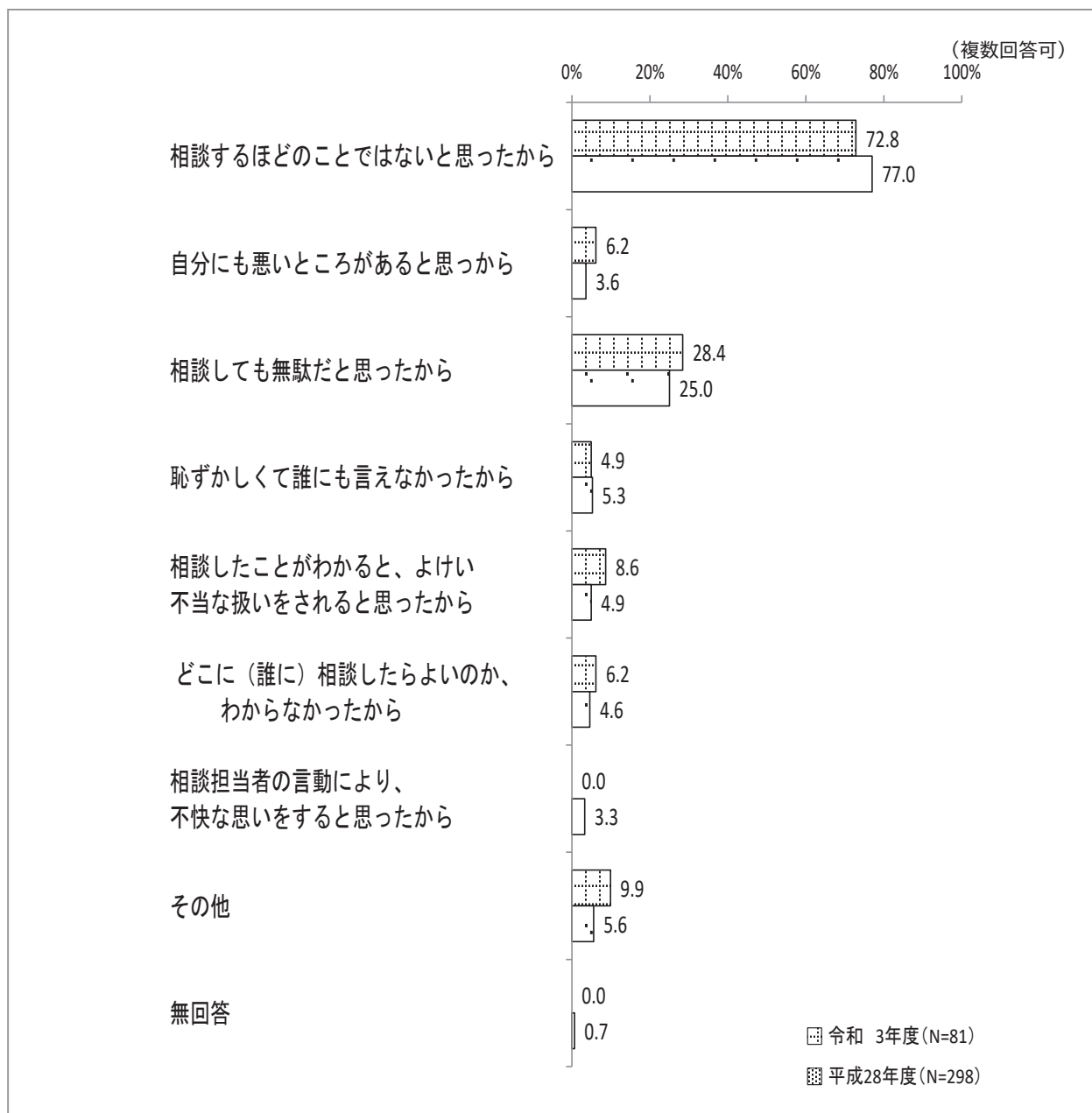
資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

図 4-16 セクシュアル・ハラスメントの相談状況について



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

図 4-17 DV 被害をどこにも誰にも相談しなかった理由



資料: 男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

図 4-18 セクシュアル・ハラスメントの被害をどこにも誰にも相談しなかった理由

●背景

男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因の一つとして、人々に根付いている固定的な性別役割分担意識や男女の能力・適性に関する偏見・固定観念等が挙げられます。本市では、男女共同参画フォーラムをはじめとした定期的な意識啓発を行い、「男女共同参画」「LGBT」「ワーク・ライフ・バランス」の言葉は、広く認知されてきましたが、一方、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」などの言葉の認知度は低く、男女共同参画に関する事項について、市民に対して、わかりやすく啓発や情報提供を行っていくことが求められています。

●めざす姿

男女共同社会の実現に対して、市民一人ひとりの意識の変容がみられる中でも、社会制度や慣行が見直されるまでには及んでいないことがうかがえます。

このため、身近でわかりやすく、男女共同参画の意義や必要性について理解を促すイベントなどの実施や広報紙などによる情報提供等、知識習得や意識啓発の取組により、市民の幅広い年齢層に、いわば市全体に男女共同参画の意識が根付いた社会にしていきます。

また、性自認や性的指向等、性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている性的マイノリティの人については、ありのままの自分らしく生きられるよう、啓発を図り、関係機関などとの連携により困難の解消や理解をめざします。

イベント実施などの啓発にあっては、男女間での認識の違いや、世代間の意識の違いにも留意した事業展開をめざします。

● 施策の方向 ●

⑮ 男女共同参画に関する意識の普及



広報紙・刊行物・ホームページなどを通して、男女共同参画に対する正しい理解を促進するとともに、男女共同参画に関する学習・活動への支援のため、情報提供と活動の機会づくりに努めます。

● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
58 男女共同参画フォーラムの開催	公募市民で構成される実行委員会と行政との協働で開催するフォーラムを通じて、家庭や地域、事業所等において男女共同参画を推進できる取組や情報等を紹介し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室
59 講演会などを通じた男女共同参画意識の啓発	市民を対象とした講演会やセミナー・講座などを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室
60 情報紙「つばさ」の発行	公募による編集スタッフにより、家庭や地域、事業所等において男女共同参画を推進できる取組や情報等を紹介し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室

市の作成する広報紙・刊行物の表現に対する配慮の徹底 61	各課(室)において広報紙・刊行物を作成する上で、男女共同参画推進条例及び人権が尊重される津市をつくる条例の理念を踏まえ、市職員一人ひとりが差別的及び暴力的行為を容認したり、助長したりする表現にならないよう、自己チェックに努め、市民の男女共同参画に対する正しい理解を促進します。	全庁 広報課
広報紙・ホームページによる情報提供 62	広報紙・ホームページを活用し、男女共同参画に関する事業を紹介し、意識の高揚を図ります。	男女共同参画室
男女共同参画週間及び津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例の啓発 63	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画週間及び男女共同参画都市宣言・男女共同参画推進条例について、懸垂幕や図書特設コーナー等を通じて周知・啓発を行います。	男女共同参画室 久居総合支所生活課 各総合支所地域振興課 津図書館

● 施策の方向 ●

⑩ 女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進



性別や年齢、人種、国籍、障がいの有無等にかかわらず、すべての人が互いにさまざまな違いを認め合い、尊重し、思いやりを持って協力し合うことで多様な人材が活躍し、共存できる社会の実現に向け、幅広い年代への理解浸透に努めます。

● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
64 ダイバーシティ社会の啓発	外国人住民向け相談窓口や各地域での日本語教室の整備・拡充、また市内各国際交流団体との連携により多文化共生社会の促進を図ります。	市民交流課
65 多様な性に関する啓発	多様な性的指向・性自認に関する理解を広げるため、各種イベントや広報による啓発に努めます。	人権課 男女共同参画室

● 施策の方向 ●

⑰ 男女共同参画推進
のための連携体制
づくり



男女共同参画に関する各種講座への参加を促進するとともに、男女共同参画を推進する団体と連携した啓発、地域における男女共同参画の促進を図ります。

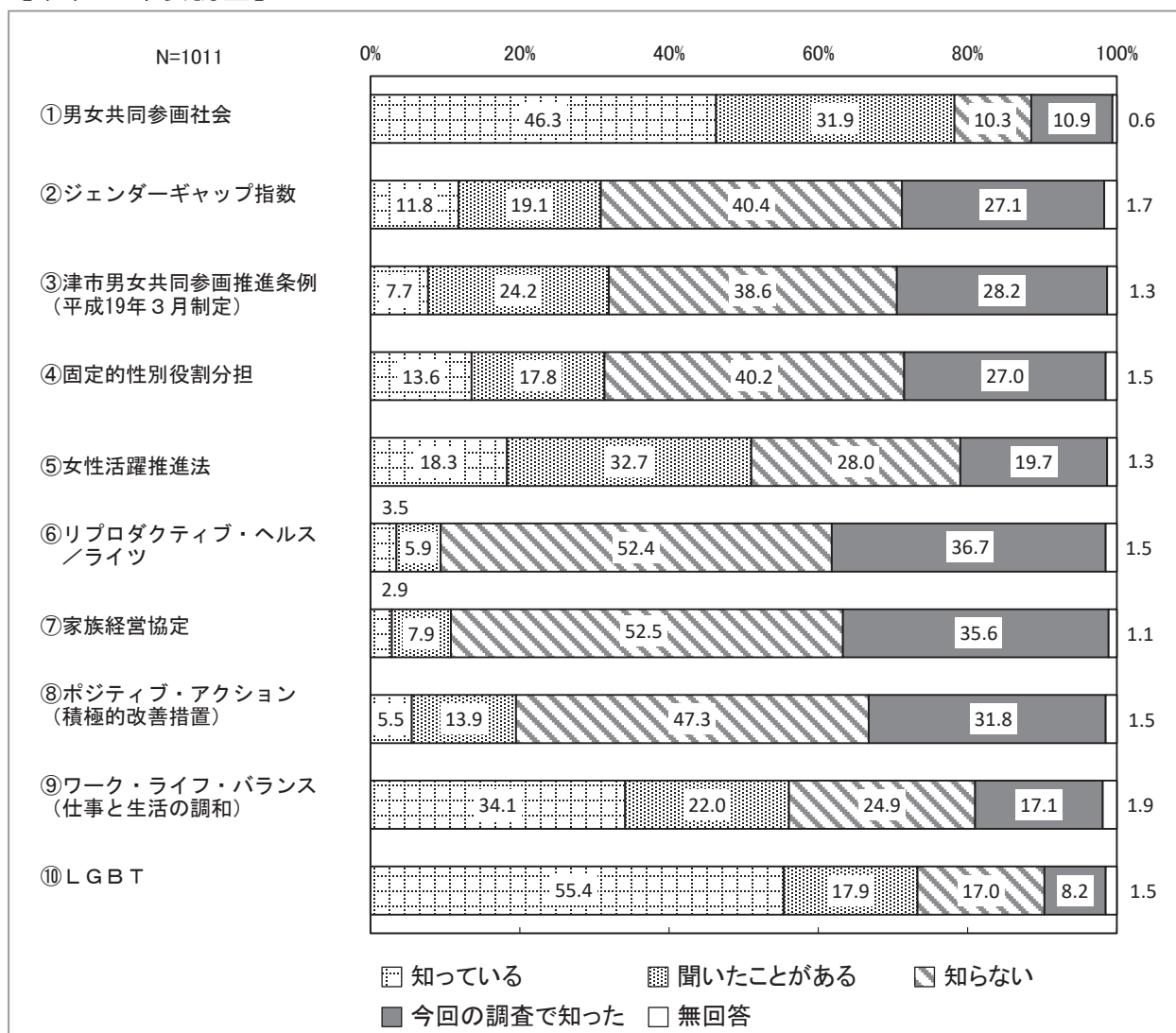
● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
66 三重県男女共同参画センターなどの活用	男女共同参画に関する各種講座への参加促進及び施設の活用を図ります。	男女共同参画室
67 関係機関・事業所・各種団体との連携による啓発の推進	三重労働局など関係機関及び各種団体と連携し、男女共同参画に関連した情報交換や、事業所などにおけるチラシ・ポスター等の掲示による男女共同参画に関する啓発を行います。	男女共同参画室 商業振興労政課
68 男女共同参画推進団体などへの支援	男女共同参画を推進している各種団体を支援するとともに、地域における男女共同参画の促進を図ります。	男女共同参画室

● 数値目標 ●

数値目標項目	取組内容	現状値 R3	目標値 R9	担当部署
男女共同参画フォーラム参加人数	実行委員会（公募市民）と行政との協働で開催するフォーラムを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	280人	700人 （毎年）	男女共同参画室
津市男女共同参画条例の認知度	津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例について、図書特設コーナーなどを通じて周知・啓発を行います。	31.9%	50.0%	男女共同参画室

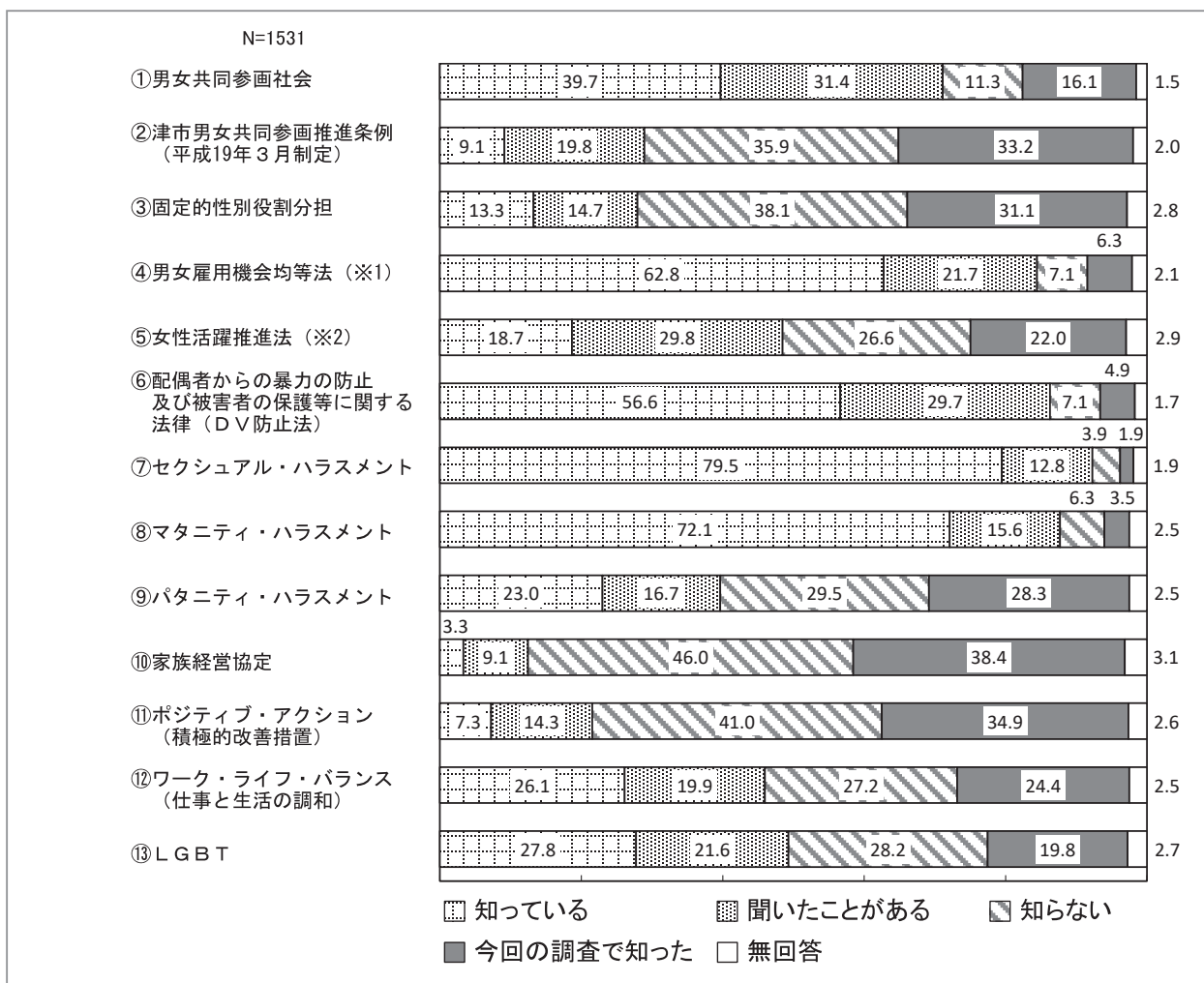
【令和3年度調査】



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書（令和3年度）

図4-19 男女共同参画に関係する次の言葉を知っていますか

【参考 平成28年度調査】

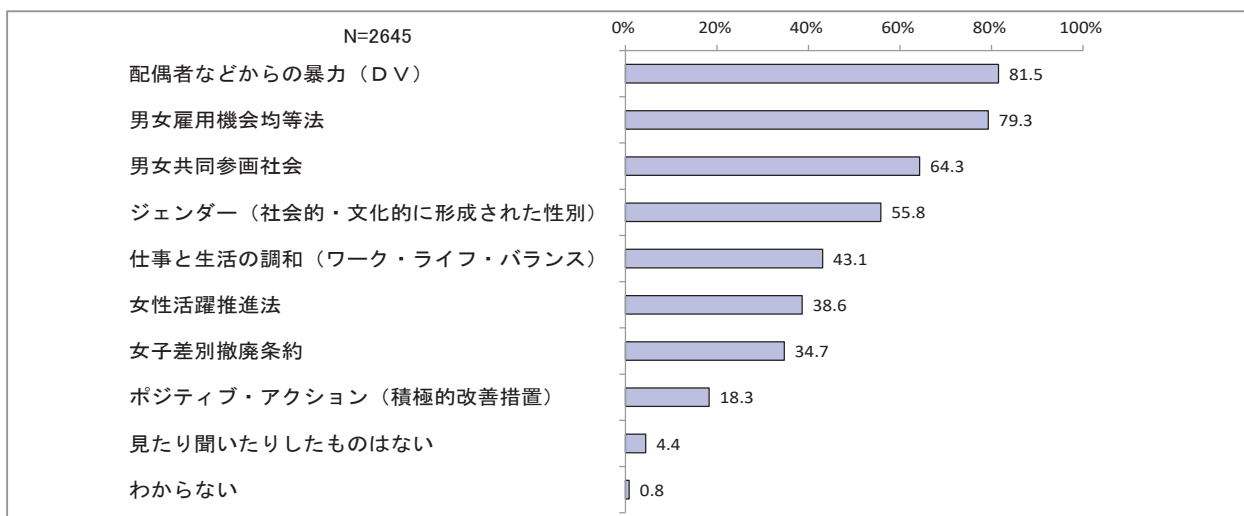


資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(平成28年度)

図4-20 男女共同参画に関係する次の言葉を知っていますか

【参考 令和元年度 内閣府調査】

(複数回答可)



資料：男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)(令和元年度)

図4-21 男女共同参画に関する用語の周知度(見たたり聞いたたりしたことがあるもの)

